

総社市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第19号

総社市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(総社市事務分掌規則の一部改正)

第1条 総社市事務分掌規則(平成17年総社市規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長直轄の組織) 第1条の2 市長直轄の組織として、秘書室及び危機管理室を置く。 (分課及び係) 第2条 総社市事務分掌条例(平成17年総社市条例第6号)第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例(平成17年総社市条例第120号)第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。 総合政策部 略 総務部 総務課～税務課 略  市民生活部	(市長直轄の組織) 第1条の2 市長直轄の組織として、秘書室を置く。 (分課及び係) 第2条 総社市事務分掌条例(平成17年総社市条例第6号)第1条に規定する部及び総社市社会福祉事務所設置条例(平成17年総社市条例第120号)第1条に規定する総社市社会福祉事務所の内部組織は、次のとおりとする。 総合政策部 略 総務部 総務課～税務課 略 <u>危機管理室</u> 市民生活部

改正後	改正前
<p>人権・まちづくり課～市民課 略</p> <p><u>文化スポーツ部</u></p> <p><u>スポーツ振興課</u></p> <p><u>生涯学習課</u></p> <p><u>文化芸術課</u></p> <p>保健福祉部 略</p> <p>産業部</p> <p>農林課 略</p> <p>観光プロジェクト課 <u>観光プロジェクト係，文化財係</u></p> <p>企業誘致商工振興課</p> <p>建設部</p> <p>地域応援課及び土木課 略</p> <p>都市計画課</p> <p>建築住宅課 略</p> <p>環境水道部 略</p> <p>2 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>秘書室 略</p> <p><u>危機管理室</u></p> <p><u>(1) 防災計画，防災会議，災害対策本部，災害対策及び国民保護の総合調整等に関すること。</u></p> <p><u>(2) 水防計画及び水防協議会に関すること。</u></p> <p><u>(3) 水防資材の保管に関すること。</u></p> <p><u>(4) 防災訓練に関すること。</u></p> <p><u>(5) 自主防災組織に関すること。</u></p> <p><u>(6) 防災行政無線，防災施設及び防災資機材に関すること。</u></p> <p><u>(7) 災害時の相互応援協定に関すること。</u></p> <p>総合政策部 略</p> <p>総務部</p> <p>総務課～税務課 略</p>	<p><u>そうじゃ吉備路マラソン推進室</u></p> <p>人権・まちづくり課～市民課 略</p> <p>保健福祉部 略</p> <p>産業部</p> <p>農林課 略</p> <p>観光プロジェクト課</p> <p>企業誘致商工振興課</p> <p>建設部</p> <p>地域応援課及び土木課 略</p> <p>都市計画課 <u>都市計画係，工務係</u></p> <p>建築住宅課 略</p> <p>環境水道部 略</p> <p>2 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第13条 各課，係の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>秘書室 略</p> <p>総合政策部 略</p> <p>総務部</p> <p>総務課～税務課 略</p>

改正後	改正前
<p>市民生活部</p> <p>人権・まちづくり課～市民課 略</p> <p>文化スポーツ部</p> <p>スポーツ振興課</p> <p>(1) <u>マラソンの企画立案及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>マラソンの広報及び啓発活動に関すること。</u></p> <p>(3) <u>マラソンに関する市民運動及びボランティアに関すること。</u></p> <p>(4) <u>マラソンに関する輸送及び交通対策に関すること。</u></p> <p>(5) <u>スポーツ推進委員に関すること。</u></p> <p>(6) <u>体育の指導及び奨励に関すること。</u></p> <p>(7) <u>地域スポーツの振興に関すること。</u></p> <p>(8) <u>レクリエーション活動の指導及び奨励に関すること。</u></p> <p>(9) <u>体育施設に関すること。</u></p> <p>(10) <u>体育諸団体の指導及び助成に関すること。</u></p> <p>(11) <u>スポーツ推進審議会に関すること。</u></p> <p>(12) <u>その他スポーツ振興に関すること。</u></p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) <u>社会教育委員に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生涯学習に関すること。</u></p>	<p><u>危機管理室</u></p> <p>(1) <u>防災計画, 防災会議, 災害対策本部, 災害対策及び国民保護の総合調整等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水防計画及び水防協議会に関すること。</u></p> <p>(3) <u>水防資材の保管に関すること。</u></p> <p>(4) <u>防災訓練に関すること。</u></p> <p>(5) <u>自主防災組織に関すること。</u></p> <p>(6) <u>防災行政無線, 防災施設及び防災資機材に関すること。</u></p> <p>(7) <u>災害時の相互応援協定に関すること。</u></p> <p>市民生活部</p> <p><u>そうじゃ吉備路マラソン推進室</u></p> <p>(1) <u>マラソンの企画立案及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>マラソンの広報及び啓発活動に関すること。</u></p> <p>(3) <u>マラソンに関する市民運動及びボランティアに関すること。</u></p> <p>(4) <u>マラソンに関する輸送及び交通対策に関すること。</u></p> <p>人権・まちづくり課～市民課 略</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>青少年及び成人教育に関すること。</u>  (4) <u>社会教育関係団体に関すること。</u>  (5) <u>公民館に関すること。</u>  (6) <u>図書館，視聴覚ライブラリーに関すること。</u>  (7) <u>視聴覚教育に関すること。</u>  (8) <u>青少年育成センターに関すること。</u>  (9) <u>水辺の楽校に関すること。</u>  (10) <u>生涯学習施設に関すること。</u>  (11) <u>その他社会教育に関すること。</u>  (12) <u>部の庶務及び部内の連絡調整に関すること。</u></p> <p>文化芸術課  (1) <u>文化，芸術の振興に関すること。</u>  (2) <u>文化団体の育成に関すること。</u>  (3) <u>総合文化センターに関すること。</u>  (4) <u>勤労青少年ホームに関すること。</u>  (5) <u>総社吉備路文化館に関すること。</u>  (6) <u>その他文化振興に関すること。</u></p> <p>保健福祉部 略  産業部  農林課 略  観光プロジェクト課  <u>観光プロジェクト係</u>  (1)～(6) 略  (7) <u>課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p><u>文化財係</u>  (1) <u>文化財保護審議会に関すること。</u>  (2) <u>文化財の保護及び文化財保護思想の啓発，普及に関すること。</u>  (3) <u>埋蔵文化財の調査研究に関すること。</u>  (4) <u>埋蔵文化財学習の館に関すること。</u>  (5) <u>鬼城山ビジターセンターに関すること。</u></p> <p>企業誘致商工振興課 略  建設部  地域応援課及び土木課 略</p>	<p>保健福祉部 略  産業部  農林課 略  観光プロジェクト課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>企業誘致商工振興課 略  建設部  地域応援課及び土木課 略</p>

改正後	改正前
<p>都市計画課</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 都市計画事業の工事に関すること。</u></p> <p><u>(3) 都市計画事業に係る諸施設の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 土地区画整理事業に関すること。</u></p> <p>(15) 略</p> <p>建築住宅課 略</p> <p>環境水道部 略</p>	<p>都市計画課</p> <p><u>都市計画係</u></p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 公園等の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 土地区画整理事業の換地及び清算等に関すること。</u></p> <p><u>(14) 土地区画整理事業の指導に関すること。</u></p> <p>(15) 略</p> <p><u>(16) 土地区画整理事業に係る諸施設の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(17) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。</u></p> <p><u>工務係</u></p> <p><u>(1) 都市計画事業に係る工事等の測量、設計及び指導監督に関すること。</u></p> <p><u>(2) 都市計画事業に係る諸施設（公園等を除く。）の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) その他都市計画事業の工事に関すること。</u></p> <p><u>(4) 土地区画整理事業に係る工事等の測量、設計及び指導監督に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他土地区画整理事業の工事に関すること。</u></p> <p>建築住宅課 略</p> <p>環境水道部 略</p>

(総社市公印規則の一部改正)

第2条 総社市公印規則(平成17年総社市規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後								改正前							
別表(第3条関係)								別表(第3条関係)							
公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数	公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数
略								略							
総社市常盤集会所館長之印	51	〃	〃	常盤集会所	常盤集会所館長名をもつてする文書	〃	1	総社市常盤集会所館長之印	51	〃	〃	常盤集会所	常盤集会所館長名をもつてする文書	〃	1
岡山県総社市長之印(総合文化センター専用)	52	てん書	方21ミリ	総合文化センター	総合文化センター専用	〃	1								
総社市立総合文化センター館長之印	53	〃	〃	〃	総合文化センター館長名をもつてする文書	〃	1								
総社市勤労青少年ホーム館長之印	54	〃	〃	勤労青少年ホーム	勤労青少年ホーム館長名をもつてする文書	〃	1								

(総社市財務規則の一部改正)

第3条 総社市財務規則(平成17年総社市規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合に

は、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後				改正前			
別表第3（第81条関係）				別表第3（第81条関係）			
設置場所		出納員	委任事務	設置場所		出納員	委任事務
会計課		課長	歳計現金及び歳入歳出外現金の出納及び保管の事務の一部	会計課		課長	歳計現金及び歳入歳出外現金の出納及び保管の事務の一部
秘書室		室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部	秘書室		室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
危機管理室		室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部	危機管理室		室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
総合政策部	略			総合政策部	略		
	魅力発信室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		人口増進室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
	略	略	略		ふるさと納税推進室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
総務部	略			総務部	略		
	税務課	課長	市税並びにこれに係る手数料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部		税務課	課長	市税並びにこれに係る手数料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部
	略	略	略		危機管理室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
市民生活部	略			市民生活部	略		
	人権・まちづくり課	課長	課の所掌に属する貸付金の償還金、使用料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部		そうじゃ吉備路マラソン推進室	室長	室の所掌に属する手数料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部
	略	略	略		人権・まちづくり課	課長	課の所掌に属する貸付金の償還金、使用料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部
略				略			

改正後				改正前			
	出張所	所長（所長が職員である場合に限る。）	出張所の所掌に属する使用料及び手数料並びに歳入歳出外現金及びその他の収入の出納及び保管の事務の一部		出張所	所長（所長が職員である場合に限る。）	出張所の所掌に属する使用料及び手数料並びに歳入歳出外現金及びその他の収入の出納及び保管の事務の一部
文化スポーツ部	スポーツ振興課	課長	課の所掌に属する手数料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部				
	生涯学習課	課長	課の所掌に属する使用料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部				
	文化芸術課	課長	課の所掌に属する使用料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部				
	総合文化センター	館長（館長が職員でない場合は副館長又は次長若しくはこれに準ずる者）	総合文化センターの所掌に属する使用料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部				
略				略			
産業部	略			産業部	略		
	企業誘致商工振興課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部		企業誘致商工振興課	課長	課の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部
	プレミアム付商品券対策室	室長	室の所掌に属する収入金の出納及び保管の事務の一部				
略				略			
	消防本部消防総務課	課長	消防業務に係る使用料及び手数料並びにその他の収入金の出納及び保管の事務の一部		消防本部消防総務課	課長	消防業務に係る使用料及び手数料並びにその他の収入金の出納及び保管の事務の一部



改正後			改正前			
議会事務局	局長	議会事務局の所掌に属する手数料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部				
選挙管理委員会事務局	局長	選挙管理委員会事務局の所掌に属する手数料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部				
監査事務局	局長	監査事務局の所掌に属する手数料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部				
略			略			
教育委員会事務局	教育総務課	課長	課の所掌に属する使用料及び手数料並びにその他の収入金の出納及び保管の事務の一部	庶務課	課長	課の所掌に属する使用料及び手数料並びにその他の収入金の出納及び保管の事務の一部
	略			略		
	こども夢づくり課	課長	課及び課に附属する施設の所掌に属する使用料及び負担金その他の収入金の出納及び保管の事務の一部	こども夢づくり課	課長	課及び課に附属する施設の所掌に属する使用料及び負担金その他の収入金の出納及び保管の事務の一部
				生涯学習課	課長	課の所掌に属する使用料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部
				文化課	課長	課の所掌に属する使用料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部
略			略			
図書館	館長（館長が職員でない場合は副館長又は次長若しくはこれに準ずる者）	図書館の所掌に属する使用料及び手数料並びにその他の収入金の出納及び保管の事務の一部	図書館	館長（館長が職員でない場合は副館長又は次長若しくはこれに準ずる者）	図書館の所掌に属する使用料及び手数料並びにその他の収入金の出納及び保管の事務の一部	
			総合文化	館長（館	総合文化センターの所掌に属する使用料	

改正後				改正前		
				センター	長が職員でない場合は副館長又は次長若しくはこれに準ずる者)	及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部

(総社市財産規則の一部改正)

第4条 総社市財産規則(平成17年総社市規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後				改正前		
別表(第22条関係)				別表(第22条関係)		
設置場所	物品出納員	委任事務		設置場所	物品出納員	委任事務
会計課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部		会計課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部
秘書室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部				
危機管理室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部				
総合	略			総合	略	
	魅力発信室	室長	室に属する物品の出納及び保管の		人口増推進室	室長 室に属する物品の出納及び保管の

改正後				改正前			
政策部			事務の一部			事務の一部	
	略			ふるさと納税推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部	
総務部	略			略			
	税務課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	税務課	課長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部	
	略			危機管理室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部	
市民生活部	略			略			
	人権・まちづくり課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部	そうじゃ吉備路マラソン推進室	室長	室に属する物品の出納及び保管の事務の一部	
	略			人権・まちづくり課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部	
文化スポーツ部	市民課	課長	課及び出張所に属する物品の出納及び保管の事務の一部	略			
	スポーツ振興課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部	市民課	課長	課及び出張所に属する物品の出納及び保管の事務の一部	
	生涯学習課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部				
	文化芸術課	課長	課及び課に附属する施設（総合文化センターを除く。）に属する物品の出納及び保管の事務の一部				
	総合文化センター	副館長	総合文化センターに属する物品の出納及び保管の事務の一部				
略				略			
産業部	略			略			
	企業誘致商工振興課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部	企業誘致商工振興課	課長	課及び課に附属する施設に属する物品の出納及び保管の事務の一部	
	プレミアム付商	室長	室に属する物品の出納及び保管の				

改正後			改正前		
品券対策室		事務の一部			
略			略		
教育委員会事務局教育総務課	課長	教育委員会事務局及び教育委員会に附属する施設に属する物品の出納及び保管並びに記録管理の事務の一部	教育委員会事務局庶務課	課長	教育委員会事務局及び教育委員会に附属する施設（総合文化センターを除く。）に属する物品の出納及び保管並びに記録管理の事務の一部
			総合文化センター	副館長	総合文化センターに属する物品の出納及び保管の事務の一部

（総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則の一部改正）

第5条 総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則（平成17年総社市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（委任事務）</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。ただし、<u>第5号</u>から<u>第9号</u>までについては、当該事務に係る条例その他議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定に関するものを除く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p>	<p>（委任事務）</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。ただし、<u>第6号</u>から<u>第10号</u>までについては、当該事務に係る条例その他議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定に関するものを除く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)</u> <u>体育施設、市民会館、勤労青少年ホーム、水辺の楽校、埋蔵文化財学習の館及び鬼城山ビジターセンターの管理に関すること。</u></p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p>

改 正 後	改 正 前

(総社市職員コンプライアンス条例施行規則の一部改正)

第6条 総社市職員コンプライアンス条例施行規則(平成26年総社市規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(コンプライアンス推進会議の組織及び運営)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は副市長を、副委員長は教育長及び政策監を、委員は総合政策部長、総務部長、市民生活部長、<u>文化スポーツ部長</u>、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、消防長、教育部長及び総務課長をもって充てる。</p> <p>3～8 略</p>	<p>(コンプライアンス推進会議の組織及び運営)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は副市長を、副委員長は教育長及び政策監を、委員は総合政策部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、消防長、教育部長及び総務課長をもって充てる。</p> <p>3～8 略</p>

(総社市政策監の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 総社市政策監の設置等に関する条例施行規則(平成29年総社市規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 条例第5条第2号の規則で定める政策監の職務は、総社市事務分掌規則(平成17年総社市規則第3号)第1条の2の規定により設置する秘書室及び<u>危機管理室</u>の分掌事務の統括及び所属職員の指揮監督とする。</p> <p>(決裁等)</p> <p>第3条 政策監の秘書室及び<u>危機管理室</u>における決裁及び専決事項は、総社市事務決裁規程(平成17年総社市訓令第11号)に定める部長の例による。</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 条例第5条第2号の規則で定める政策監の職務は、総社市事務分掌規則(平成17年総社市規則第3号)第1条の2の規定により設置する秘書室の分掌事務の統括及び所属職員の指揮監督とする。</p> <p>(決裁等)</p> <p>第3条 政策監の秘書室における決裁及び専決事項は、総社市事務決裁規程(平成17年総社市訓令第11号)に定める部長の例による。</p>

附 則  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。